

第 2 7 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）午前 9 時 0 0 分から午前 9 時 5 3 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 8 名

4. 出席委員 1 7 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 2	寺田 勝典	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	1 0	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	2	福永 克哉	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	3	緩利 哲治	委員	1 4	植西 良隆
委員	4	曾我 秀美	委員	1 5	林田 清光
委員	5	中本 芳美	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	6	福野 憲二	委員	1 7	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 議席 7 番 森地 良彦 委員

6. 議 長 議席 1 2 番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 3 番 緩利 哲治 委員
議席 4 番 曾我 秀美 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

○報告案件2 甲賀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

6) 報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長 小西 征義

局長補佐 西田 輝彰

係長 吉澤 真子

係長 澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、森地良彦委員。遅参の届出、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。
続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席3番緩利哲治委員と議席4番曾我秀美委員を指名いたします。よろしくお願いします。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第124号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号48について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号48番について説明します。
調書は4ページ、参考図は1ページから2ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の使用貸借について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、農地付き空き家となっている隣接建屋を取得し申請地にて野菜の栽培を行う予定です。およそ3年程度は賃借しながらの耕作とし、以後は農地取得を視野に入れながら取り組まれるもので、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、家族一同で少しずつ身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号48については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番鍋家です。3条調書、整理番号48番について説明します。事務局の説明の通りです。8月2日、清水推進委員と現地確認を行い、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。申請者は移住予定であり、当申請地で

野菜栽培を行う予定です。当地区の知人の応援を受けながら、耕作を行う予定です。許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号15清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号15番清水です。事務局および鍋家農業委員の説明の通りです。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号48について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号48については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号49について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号49番について説明します。
参考図は3ページから4ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、認定農家で譲渡人の隣接農地所有者であり、また譲渡人の親戚にあたることから、今回相談を受け、これを快諾されたもので、申請地にてイチゴの栽培を行う予定です。経営規模拡大を視野に、当該地ではハウスを増設し、耕作体制を整えられます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号49については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号 11 番奥村です。3 条調書、整理番号 49 番について、事務局の説明の通りです。9 月 8 日、申請者、中邨推進委員の 3 名で現地確認を行いました。申請地は、以前から申請者が管理しており、今後も農地として利用されることから、農地利用最適化の推進に支障はないと判断しました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 続いて、区域番号 20 番中邨推進委員、意見を願います。

担当推委 区域番号 20 番中邨です。事務局及び奥村農業委員の説明の通り、農地利用最適化に支障はないと考えます。よろしく願います。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 49 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 49 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 50 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 50 番について説明します。
参考図は 5 ページから 6 ページまでです。
申請地は、1241 番のみ農業振興地域内の青地農地、残る 3 筆はいずれも白地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、自身が耕作する農地の一角に位置する申請地について、農地管理上、耕作に都合がよいために取得に応じられ、併せて譲渡人から提案された他の農地についても、自身が規模拡大を考えていたことから、こちらも同様に応じられたものです。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

- 議 長 3条調書、整理番号50については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。3条調書、整理番号50番について、事務局の説明の通りです。9月7日、安田推進委員、土地家屋調査士と3名で現地確認を行いました。農地の一角を譲受人が以前から耕作しておられましたが、譲渡人の土地が含まれていたため、相談されたところ、譲渡人は相続したものの管理ができない土地が他にもあるので譲り受けて欲しい旨の申し出があり、今回合意に至りました。また、今後も農地として活用されることから、農地利用最適化の推進に支障はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号27安田推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号27番安田です。9月7日、奥村農業委員、土地家屋調査士の立ち会いのもと、現地確認を行いました。譲受人については、耕作面積を増やし、農業経営規模拡大を考えておられます。大変意欲的であり、譲受人と双方合意によるものであるため、農地利用最適化推進に支障はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号50について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号50については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号51について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号51番について説明します。
参考図は7ページから8ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請

されました。譲受人は、譲渡人の親族にあたり、かねてから当該地で耕作をしていたことから、今回の土地整理で実態に合わせる形で土地取得に応じられたもので、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。なお、譲渡人は2名おり、持ち分2分の1ずつを所有されているうち、一方の1名の持分のみ権利移転されるものです。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号51については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。3条調書、整理番号51番について、8月31日に申請者より聞き取りを行い、現地確認をしました。贈与による所有権移転であり、以前から水稻を栽培されているということですので、農地利用の最適化に支障はなく、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号33上杉推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号33番上杉です。福永農業委員の説明の通りです。今年も当申請地では、水稻を栽培されており、農地利用の最適化に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号51について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号51については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号52については、3条調書、整理番号53と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号５２番及び整理番号５３番について説明します。

まず、整理番号５２番の調書は４ページ、参考図は１０ページから１１ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、居所から近いことから相談を受け、これに応じたもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、建設業を営む親族と連携し、その応援を得ながら耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

続きまして、整理番号５３番について説明します。

参考図は同様に１０ページから１１ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は整理番号５２番と同一人であり、相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は整理番号５２番の兄弟であり、先ほど同様に居所が近いことから相談を受け、これに応じたもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、建設業を営む親族と連携し、その応援を得ながら耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、いずれの案件も農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長

３条調書、整理番号５２および３条調書、整理番号５３については、議席９番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委

議席番号９番勝井です。３条調書、整理番号５２番、５３番について、事務局の説明の通りですが、現地確認による意見を申し述べます。８月２４日に譲受人の父と吉田推進委員の３名で現地確認を行いました。当該申請地は、居住地と隣接する農地であり、現在、別の場所で水稲もされており、積極的に農業に従事しておられるご家庭のようです。４１歳の三男、３７歳の四男が譲り受けられ、自家菜園用として枝豆や野菜を栽培したいとのことでした。引き続き親族と協力し、農地として利用していかれるとのことで、農地利用最適化の推進に支障はないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

続いて、区域番号３５吉田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委

区域番号３５番吉田です。３条調書、５２番及び５３番の補足説明をします。

当申請地は譲渡人が相続により取得されましたが、遠隔地居住のため維持管理が難しい状況でした。この度、農地隣接地に居住している兄弟２人の譲受人との間で農地の所有権移転の話がまとまりました。譲受人たちは家庭菜園として大豆やかぼちゃなどの栽培をする予定です。農地利用最適化の観点からも支障はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号５２について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号５２については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号５３について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号５３については、許可することに決定いたします

議 長 続きまして、３条調書、整理番号５４については、**議案第１２５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請審議について」**の５条調書、整理番号２５と関連がございますので一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号５４番及び５条調書、整理番号２５番について説明します。
まず３条調書は１２ページ、参考図は１３ページから１４ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、現在は他市に居住しているものの、ライフスタイルの変化に伴い、既存住居が手狭となり、代替地を探していたところ、一定面積があり、勤務先に近く利便性のよい当該地を適地として選定され、戸建て住宅と進入路を建築されます。そのことに関

連し、宅地以外に残る今回の農地について、農地管理を前提に取得することに合意されました。居所にほど近い当該申請地にて野菜の栽培を行う予定です。農業経験はないものの、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を受けながらも、身の丈にあった耕作をされることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、5条調書、整理番号25番について説明します。

調書は7ページ、参考図は12ページ、13ページ、土地利用計画図は14ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請地を自己用住宅にするための申請です。譲受人は3条整理番号54番と同一人であり、先ほどの説明のとおり、他市に居住しているものの、ライフスタイルの変化に伴い、既存住居が手狭となり、代替地を探していたところ、一定面積があり、勤務先に近く利便性のよい当該地を適地として選定され、戸建て住宅と進入路を建築されます。地形は周囲より低い位置にあり、必要最小限の整地作業とされるほか、雨水排水は敷地内に設ける排水設備により南側道路側溝に接続し、放流されます。また、残地は自己所有農地として自身で耕作されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得られており、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

3条調書整理番号54及び5条調書整理番号25の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号54および5条調書、整理番号25については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。3条調書、整理番号54および5条調書、整理番号25については、事務局の説明のとおりですが、少し補足説明をします。譲受人は、現在、湖南省市にお住まいですが、製陶のための土地を探しておられ、試験場で研修を受けておられます。譲渡人は、譲受人が農業に大変意欲的であり、当該地に移り住んで来られることについて大変歓迎されており、喜んで農地を譲り渡したいとのことでした。私も田村推進委員と一緒に面談した際、譲受人に大変好感を持ってお話をお伺いしました。また、地元住民も快く受け入れられるということで、同意を得ており、当案件については問題ないと考えます。ご審議のほどお願いします。

議長 続いて、区域番号39田村推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号 39 番田村です。事務局および黄瀬農業委員の説明の通りです。補足としまして、いずれも現在不耕作地である当該農地を居宅および進入路、自家消費農地として活用されることについて、地元を含めご家族も楽しみにしておられるということを、現地で確認したところです。農地利用最適化に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 54 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 54 については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、5 条調書、整理番号 25 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5 条調書、整理番号 25 については、許可することに決定いたします。
議案第 124 号については、以上であります。

議 長 続きまして、**議案第 125 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。

議 長 5 条調書、整理番号 22 について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 22 番について説明します。
調書は 6 ページ、参考図は 15 ページ、16 ページ、土地利用計画図は 17 ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第 3 種農地です。申請内容は、専用住宅を目的

とする農地の使用貸借です。計画によると、譲受人は現在市内で居住しているものの、ライフスタイルの変化に伴い、既存の住居では手狭になってきたことから、実家の隣接地にて、譲受人の親となる譲渡人の土地を借り受け、ここに戸建て住宅されるものです。造成工事としては、一部盛土による造成工事があるものの、L型擁壁などの構造物により、土砂流出防止を図られます。また、雨水排水は敷地内に設置する集水桝を通じて、前面道路の側溝に放流処理されるほか、隣接農地とは高低差があることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号22については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。事務局の説明の通りです。当案件は、9月9日に山中推進委員とともに現地確認を行いました。農地利用最適化に支障はないと考えていますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号1番山中です。当案件については、事務局および林田農業委員の説明の通りです。農地利用最適化推進委員としても、最適化に支障ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号22について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号22については、許可することに決定いたします。

なお、許可については、都市計画法第29条について別途手続き中であり、転

用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号23について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号23番について説明します。
参考図は18ページ、19ページ、土地利用計画図は20ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請内容は、資材置場を目的とする農地の売買です。令和6年4月総会にて資材置場として転用された箇所の隣接地であり、医薬品製造を行う隣接事業者の資材搬入路の動線付近であることから、当時土地利用されたものであり、今回も同様の理由にて、資材置場とされるものです。造成工事としては、隣接地と併せて一部鋤取りされる程度の造成であり、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は既存施設の排水路に導水して放流処理されるほか、周囲に農地がないことから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号23については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。事務局の説明の通りです。9月4日に、箭田推進委員、工事業者と現地確認を行いました。資材置き場として転用された土地の隣の一角であり、農地利用最適化に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号18番箭田です。事務局及び中本農業委員の説明の通りです。特に補足説明はなく、農地利用の最適化の推進に支障はないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号23について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号23については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号24について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号24番について説明します。
参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画図は9ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請内容は、庭利用を目的とする農地の売買です。計画によると、居宅に隣接する農地について、宅地の一部、いわゆる庭として一体利用されており、今回、土地整理を進めるうえで、実態に合った形となるよう申請があったものです。新たな造成工事はないため、土砂流出は見込まれません。雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、面積が狭小であり、周囲に農地がないことから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。
- 議 長 5条調書、整理番号24については、議席2番福永委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号2番福永です。整理番号24番について、事務局の説明の通りです。
8月31日に、申請者および譲受人から聞き取りと現地確認を行いました。昭和61年の母屋普請の時に、先代が畑を宅地と一体利用したことについては、顛末書をつけて反省されており、土地整理のための名義と地目の変更とのこと。申請内容については、問題がないと判断します。ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 続いて、区域番号33上杉推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号33番上杉です。整理番号24番について、事務局および福永農業委員の説明の通りであり、農地利用最適化の推進に支障はないと判断しました。ご審議のほどよろしく願います。

- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号24について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号24については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号25については、先ほど審議を終えております。
議案第125号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 報告します。
調書は8ページから11ページ、参考図は21ページから27ページまでです。
市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が6件であり、分譲住宅、駐車場等を目的とするものです。また、農地法施行規則第29条の届出が1件、こちらは、作業場、倉庫、休憩室、トイレなど、いわゆる農作業場として利用するための申請となっており、資料ご覧のとおりです。事務局の説明は以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議 長 ご質問等はありませんか。
- 議 長 続きまして、報告案件2「甲賀市農業委員会の農地利用最適会員の選任に関する規則の一部改正について」事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 調書は12ページから18ページになります。
制度検討委員会における検討結果を総会で報告を行いました。募集に関する件

のうち、農業委員会部局が所管する農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正を行いましたので、新旧対照表によりご報告させていただきます。なお、様式につきましてはページの関係上、新様式のみ添付しております。また、市長部局が所管する農業委員会の委員の選任に関する規則につきましても同様の内容で改正を行っておりますことを、あわせて報告します。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 奥村農業委員。

奥村農委 議席番号11番奥村です。ただ今の説明について、推進委員へも分かるよう、もう少し詳細な説明をしていただけたらと思います。

議 長 事務局。

事 務 局 変更点については、最初に第4条ですが、現行は満20歳以上ですが、法律や県内の他市町に確認したところ、2市以外は、特に20歳以上などの年齢制限を設けているところがなく、制度検討委員会で検討したところ、甲賀市も年齢制限をなくすことになりました。また、法律の第8条第4項各号の規定に該当するものでないことに関しましては、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないものと、拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでのものという内容を分かりやすくするため、文言を追記しております。それから、第5条以降の様式については、分かりやすくするために、名前等や様式の中身を変更しております。第8条の公表する部分につきましては、農業委員会等に関する法律施行規則第12条の規定されている内容をホームページで公表するという内容で修正しております。公表する内容については、推薦または応募する区域、推薦者が農業者個人の場合は、氏名、職業、年齢、性別、法人の場合は、法人の名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格、その他の推薦をする者の性格を明らかにする事項、推薦を受ける方と応募者は、氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、推薦理由または応募の理由、農業委員の応募状況の有無、推薦を受ける者及び推薦を受けた者の数と応募者の数について、公表することになっておりますので、明記しました。

議 長 奥村農業委員、よろしいですか。

奥村農委 はい。

議 長 今井農業委員。

今井農委 年齢要件について、未成年でもよいという認識でよかったですでしょうか。

事 務 局 未成年の場合は、親の同意を得ることが必要ですが、特に法律でも規制されておりません。

今井農委 学生でも勉学に支障がなければよいということですね。

事 務 局 親の同意があればよいということになります。

今井農委 ありがとうございました。

議 長 他にご質問等はありませんか。

議 長 報告案件は以上です。
これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。
「事務局報告事項」について、順次、事務局からお願いします。

事 務 局 ・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・ 農業経営改善計画認定審査結果報告
・ 経過と予定

議 長 報告事項は以上です。

議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。